

(公益社団法人全日本トラック協会取次事業)
令和6年度 「働きやすい職場認証制度」 認証取得費助成事業
取次実施要領

令和6年4月15日
一般社団法人東京都トラック協会

1. 事業の趣旨

東京都トラック協会会員事業者（以下「事業者」という）が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」）の認証取得（新規認証または継続申請）をした場合、その費用の一部を助成する。

2. 助成対象

事業者が負担した、本制度の認証取得にかかる以下の費用の一部

- (1) 新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料
- (2) 同位認証継続にかかる審査料・登録料
- (3) 三つ星の新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料

3. 助成額

- 上記(1) 30,000円を上限
上記(2) 20,000円を上限
上記(3) 50,000円を上限

4. 実施期間（申請受付期間）

令和6年4月1日～令和7年2月28日

※上記期間内であっても、全ト協の交付予算額に達した場合はその時点で受付を終了する。

5. 経過措置

本事業については、前年度（令和5年度）に認証申請した分についても、助成の対象とする。

6. 提出書類

- ① 「働きやすい職場認証制度」 認証取得費助成 申請書
- ② 働きやすい職場認証制度登録証書の写し（本社分のみ）

- ③運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書（様式A）の写し
- ④本申請にかかる本社・営業所一覧（様式B）の写し
- ⑤審査料の領収書の写しまたは支払を証明する書類
- ⑥登録料の領収書の写しまたは支払を証明する書類

以上